

はまじま歯科医院の施設基準に関するお知らせ

- ★ 当医院は保険医療機関の指定を受けています。
- ★ 当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、東海北陸厚生局に届出を行っています。
- ★ WEBサイトにも合わせて掲載しています。

● 明細書発行体制加算【明細】

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

● 歯科初診料の注1に規定する基準【歯初診】

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、かつ抗菌薬の適正使用に関する研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

● 一般名処方加算1・2

安定的な治療を提供する観点から、医薬品の処方は、有効成分が同一であればどの医薬品（後発医薬品含む）も調剤可能な「一般名処方」を行っており、その旨の十分な説明を実施しています。

● 歯科外来・在宅ベースアップ評価料【歯外在ベI注】

産業界全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようするための取組を実施しています。

● 歯科技工所ベースアップ支援料【歯技ベア】

当医院では、各種補綴物の製作等を連携する歯科技工所に委託しており、当該歯科技工所（士）の業務を後方から支援しています。

はまじま歯科医院

管理者（院長）：濱島 聡一郎

● 電子的歯科診療情報連携体制整備加算2【歯医DX2】

当医院では、マイナ保険証によるオンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。
また、お会計の際、算定した区分・項目の名称や点数等詳細な内容が分かる明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。

● 口腔機能実地指導料【口指導】

口腔機能の低下、もしくは発達が芳しくない患者さんに対して、的確な指導等を行うための所定の研修を受講した歯科衛生士がおり、口腔機能に係る指導等を行うための体制を整備しています。

● 歯科外来診療医療安全対策加算1【外安全1】

当医院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時には他の医療機関と連携するとともに、医療安全に係る十分な体制を整備しています。

連携先保険医療機関名：江南厚生病院

電話番号：0587-51-3333

連携の方法等：電話および紹介状での情報連携

● 歯科外来診療感染対策加算1【外感染1】

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

● クラウン・ブリッジの維持管理料【補管】

装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

● CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー【歯CAD】

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

はまじま歯科医院

管理者（院長）：濱島 聡一郎

● 歯科技工士連携加算2【歯技連2】

患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

歯科技工士（所）名： (株) シケン

● 小児口腔機能管理料の注5に規定する口腔管理体制強化加算【口管強】

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

連携先保険医療機関名：江南厚生病院

電話番号：0587-51-3333

● 歯科治療時医療管理料【医管】

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることが出来ます。

● 在宅患者歯科治療時医療管理料【在歯管】

治療前、治療中及び治療後における患者さんの全身状態を管理できる体制を整備しており、他の保険医療機関と連携し、緊急時の対応を確保しています。

連携先保険医療機関名：江南厚生病院

電話番号：0587-51-3333

上記記載内容は令和8年6月1日に改訂された内容を含んでいます。

はまじま歯科医院

管理者（院長）：濱島 聡一郎

当医院からのご案内

- ★ 当医院は保険医療機関の指定を受けています。
- ★ 当医院は、保険外併用療養費を取り扱っています。
- ★ 個人情報保護法を順守しています。
問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型等の「個人情報」は、別掲の利用目的以外には使用しません。院内での呼び出しに番号制を活用しておりますので、お名前での呼び出しを希望されない方はその旨をお申し出ください。
- ★ 新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い
新しい義歯を製作する場合には、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければ保険適用が出来ません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。
- ★ 当医院では診療情報の文書提供に努めています。
- ★ 通院困難な患者さんには、在宅訪問診療を行っています。
- ★ 当医院は生活保護法指定医療機関です。
- ★ 当医院は労災保険指定医療機関です。
- ★ 当医院では、お口の病気の重症化予防と再発防止に、患者さんと共に取り組む体制を整えています。
- ★ 当医院は敷地内禁煙を行っています。
受動喫煙防止の観点から、駐車場内を含め、当院の敷地内は禁煙となっております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
- ★ 資格情報確認のご協力をお願いしています。
マイナ保険証をご利用の方は受診毎のご提示、確認を実施しております。
- ★ 診療の順番に関するお知らせ
原則として受付した順番で診療いたしますが、診療の内容によっては、順番を調整する場合がございますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

はまじま歯科医院

管理者（院長）：濱島 聡一郎